

広 告 取 扱 規 則

I G R い わ て 銀 河 鉄 道 株 式 会 社

○ 広告取扱規則

平成14年10月 1日 社達第28号

【沿革】一部改正 平成19年7月1日

【沿革】一部改正 平成26年4月1日

【沿革】一部改正 平成29年8月1日

【沿革】一部改正 2021年4月1日

目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(適用範囲)	1
第3条	(取扱基準)	1
第4条	(広告の種類及び規格)	1
第5条	(広告の申込み)	2
第6条	(広告の事前審査)	2
第7条	(受付・承諾)	2
第8条	(広告契約の締結)	2
第9条	(継続申込み)	2
第10条	(法令順守・権利処理)	2
第11条	(費用等の負担)	3
第12条	(広告物の掲出及び撤去)	3
第13条	(改修・更新の責任)	3
第14条	(原状回復)	3
第15条	(広告物の撤去・処分)	3
第16条	(広告基本料金の納入)	3
第17条	(料金の端数処理)	3
第18条	(日割計算・最低料金)	4
第19条	(広告料金の減額)	4
第20条	(光熱水費)	4
第21条	(広告業務の委託)	4
第22条	(秘密情報等)	4
第23条	(協議事項)	4
別表第1	(広告基本料金(税込))	5
様式第1-1	(駅・車両広告申込書)	6
様式第1-2	(パネル(駅壁・自立)広告申込書)	7
様式第1-3	(デジタル広告申込書)	8
様式第1-4	(その他の広告申込書)	9
様式第2-1	(広告契約書)	10
様式第2-2	(広告契約書覚書)	14
様式第3-1	(代理店契約書)	16
様式第3-2	(代理店契約書覚書)	20

(目的)

第1条 本規則は、I GRいわて銀河鉄道株式会社（以下「会社」という。）が、広告物の掲出、掲出場所の提供、又は広告活動への協力を行うにあたり、当該取引に関する基本的な条件その他必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 広告の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、本規則に定めるところによる。

(取扱基準)

第3条 広告は公共性の高い場所に掲出されるため、内容が次の各号に該当すると判断した場合は、広告掲出の取扱いをしない。

- (1) 法令に違反しているもの
- (2) 国際法規に違反したり信義を損なうもの
- (3) 事業者又は事業者団体が定める公正競争規約や自主規制に違反しているもの
- (4) 広告の責任の所在や実態、内容が不明瞭なもの
- (5) 虚偽、誇大な表現により誤認を与え、利用者に不利益を与えるもの
- (6) 犯罪や暴力を肯定、示唆、助長、美化し、社会的秩序を乱すもの
- (7) 青少年の健全な育成を妨げるもの
- (8) 享乐的な面を強調し、過度に射幸心をあおるもの
- (9) 他人の肖像（氏名、写真など）、談話、著作物などを無断で使用しているもの
- (10) 誹謗中傷や名誉棄損、プライバシーの侵害などにより、基本的人権を損なうもの
- (11) 人種、国籍、性別、身体的特徴、職業、思想信条などで不当に差別するもの
- (12) 過度な性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの
- (13) 醜悪、残虐、猟奇的な表現により、不快感や恐怖心を起こさせるもの
- (14) 非科学的な根拠により、利用者を迷わせたり恐怖心や不安感を起こさせるもの
- (15) 特定の政治活動や思想団体などを擁護し、中立の立場を欠くと判断されるもの
- (16) 鉄道事業の業務に、支障及び不利益を及ぼすもの
- (17) 公共空間の品位や美観を損ない、環境を悪化させるもの
- (18) その他会社が不相当と判断するもの

(広告の種類及び規格)

第4条 広告の種類、規格、掲出期間及び料金は別表1に定めるところによる。

1 駅広告

- (1) 駅構内の壁面やポスターボードに掲出するポスター
- (2) 駅構内のラックに設置するパンフレットやチラシ等

2 車両広告

- (1) 車内に掲出するポスター
- (2) 車内に掲出するステッカー
- (3) 車両の側面に掲出するもの

3 パネル広告

- (1) 駅構内の壁面に設置するパネル
- (2) 駅構内に自立するパネル

4 デジタル広告

駅構内のディスプレイに多様な動画映像や文字情報を表示するデジタルサイネージ

5 その他

上記以外で、会社が認めたもの

(広告の申込み)

第5条 広告掲出の申込みは、広告申込書(様式第1-1、様式第1-2、様式第1-3又は様式第1-4)を会社に提出するものとする。

(広告の事前審査)

第6条 申込者は申込みの際に、広告物案その他資料を会社に提出し事前審査を受けることとする。

- 2 会社は広告物案について第3条に規定する取扱基準に照らして審査し、審査結果を申込者に通知する。
- 3 会社は審査結果について、申込者に対してその承認又は非承認の理由を明示する義務を負わず、また広告物案の返却は行わない。

(受付・承諾)

第7条 会社は、広告の掲出に支障がないと認めた場合は、広告申込書への担当者受付印を押印の上、申込者に対し返送する。

- 2 会社は、ポスター等を掲出するときは、下記の掲出期間のシールを貼付けるものとする。



(広告契約の締結)

第8条 会社が広告申込書(様式第1-2又は様式第1-4)により申し込みのあった広告を承諾した場合は、申込者と広告契約書(様式第2-1)及び広告契約書覚書(様式第2-2)を締結する。

(継続申込み)

第9条 広告を同一箇所に引き続き掲出する場合は、その広告の掲出期間満了の10日前までに会社に申込み、その承諾を受けるものとする。

(法令順守・権利処理)

第10条 申込者は、広告による宣伝行為に関し、関係法令を遵守する。

2 申込者は、著作権又はその他の権利を侵害することのないよう、自己の責任と負担により一切の権利処理及び手続を行うものとする。

(費用等の負担)

第11条 広告の作成及び建植等に要する費用、又は掲出中の広告にかかわる事故が発生した場合の損害等は、すべて申込者の負担とする。

(広告物の掲出及び撤去)

第12条 広告の掲出及び撤去は、原則として会社が行い、車両広告については掲出及び撤去に係る業務を委託する。

2 前項の規定にかかわらず、パネル広告その他申込者が自ら広告の掲出や撤去を行う場合は、事前に会社と打ち合わせの上、会社が指定する日時に、申込者が自らの責任と負担によりこれを行うものとする。

(改修・更新の責任)

第13条 掲出中の広告が汚損したとき、又は掲出情報に更新の必要が生じた場合は、会社は申込者に対し取替え又は修理を請求することができる。

(原状回復)

第14条 申込者は、申込者が自ら広告物の掲出や撤去を行う場合において、当該各号に定める日までに、申込者の負担により原状に回復して返還することとする。

- (1) 使用期間が満了する場合 満了日
- (2) 使用期間が満了する前に使用を廃止する場合 廃止する日
- (3) 使用の許可を取り消された場合 会社が指定する日

(広告物の撤去・処分)

第15条 会社は、掲出する広告が次の各号に該当するときは、広告を撤去し、処分する。なお、広告の撤去に要する費用については、申込者の負担とする。

- (1) 広告の掲出期間が終了したとき。
- (2) 広告掲出の承諾を取消したとき。
- (3) 第13条の規定に基づく広告物の取替え又は修理をしないとき。
- (4) 法令等により広告物の掲出を禁止又は撤去を命ぜられたとき。

(広告基本料金の納入)

第16条 申込者は広告料等を会社が指定する期日までに、会社が指定する口座に振込むことにより納入するものとする。なお、振込手数料は申込者が負担する。

(料金の端数処理)

第17条 広告料金の算定において、10円未満の端数が生じたときは10円単位に切上げる。

(日割計算・最低料金)

第18条 次の各号に該当するときは、掲出期間に対し1か月を30日とする日割計算により広告の料金を算出する。ただし、会社の事情により掲出の承諾を取消し、又は掲出中の広告に一時撤去する必要が生じたときはその限りではない。

- (1) 申込者の事情により掲出中の広告が継続掲出しないとき。
- (2) その他会社が必要と認めたとき。

2 広告の料金を請求する場合の最低料金は3日分とする。ただし、パネル広告にあつては10日分を最低料金とする。

(広告料金の減額)

第19条 会社は、次の各号に該当するものについては、審査を行った上で基本料金から減額を行う場合がある。

- (1) 地方公共団体又はこれに準ずるものの申込みによるもので、公共の福祉の増進に寄与すると認められるもの
- (2) 沿線地域の非営利で行われる催事等で、会社として広報支援する必要があると認められるもの
- (3) その他会社が承諾したもの

(光熱水費)

第20条 パネル広告等の使用に伴い発生する電気、水道及びガスに係る経費については、申込者の負担とする。

(広告業務の委託)

第21条 会社が広告代理店等に対して広告業務の委託を行う場合は、代理店契約書(様式第3-1)及び代理店契約書覚書(様式第3-2)を締結する。

(秘密情報等)

第22条 申込者及び会社は、契約に基づいて知り得た相手方の営業上、技術上の事実又は資料その他の情報を、相手方の書面による同意なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 会社は、本契約に基づいて取得した申込者の情報を適切に管理するとともに、交通広告の品質向上及び新たな提案のために利用するものとし、申込者はあらかじめこれを了承する。

(協議事項)

第23条 本規則に定めのない事項並びに本規則の規定の解釈に関して疑義が生じた事項については、申込者と会社が誠意をもって協議しこれを解決するものとする。

附 則

この達は、2021年4月1日から施行する。